

校友会における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020年7月29日

関西大学校友会

1. 感染防止のための基本的な考え方

事業規模や行事・会議等の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、事務職員や出入りする業者及び来場者（校友等）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため最大限の対策を講ずる。

（1）「三つの密」の徹底的な回避

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

（2）身体的距離の確保

（3）手洗いや手指の消毒の徹底

（4）マスクの着用

（5）室内換気の徹底

（6）定期的な検温と健康記録（必要に応じて医療機関、保健所等受診する）

その他、行事・総会等を開催するかどうかの判断にあたっては、政府や各地域の自治体・行政からの要請等も踏まえて適切に対応する。また、活動を自粛する場合は、各地域や組織における校友同士の交流の場であることを踏まえ、従来行ってきた会議や交流事業等を在宅でもできるようオンライン上での活動を推進することや、広く校友に対し情報等を提供できるようデジタル配信等を行うことなど創意工夫を講じる。

2. リスク評価

事務職員や来場者（校友等）、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、行事・会議等は中止または延期とする。

（1）接触感染リスク

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度の特定

→テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど

（2）飛沫感染リスク

施設内の換気の状況

人と人との距離がどの程度維持できるか

施設内で大声などを出す場がどこにあるか

（3）集客リスク

- 大規模な来場等が見込まれるかどうか
- 県域を越えての来場が見込まれるか
- 人と人との距離が確保できるほどの来場にとどまるかどうか

（4）地域における感染状況のリスク

- 地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応

3. 校友会行事・会議等の実施に際して講じるべき対策

（1）安全確保のために実施すること

- ア 対人距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保
- イ 来場者の制限
 - （ア）来場可能時間、来場可能者数の制限（待機列の設置等）
 - （イ）着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
 - （ウ）日時指定の予約
 - （エ）大人数での来場の制限等
- ウ 検温の実施、健康状態と制限
 - （ア）37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱比 1 度超過）
 - （イ）息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - （ウ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - （エ）過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- エ 事務職員等スタッフおよび来場者の氏名、緊急連絡先を把握し名簿を作成する（こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知）。可能であれば、接触確認アプリ等を活用する。
- オ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- カ 備品の貸出物についての十分な消毒
- キ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。また、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない（グッズ等の販売はオンラインで行う）。
- ク 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来場者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。

（2）行事・会議等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ア 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- イ 大勢の人数が滞留しないための措置。
- ウ 近距離での会話、多数の者が集まり大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避ける。

- エ 感染が疑われる者が発生した場合の対応（保健所との連絡体制）
(ア) 隔離（対応者はマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる）
(イ) 室内換気
(ウ) 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。
(エ) 感染者と接触した者の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する。

オ 高齢者や持病のある方への対応。

カ ジョブローテーションの工夫（管理・運営に必要な最小限度の人数とする等）。

(3) 施設管理

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
イ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。
ウ 最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を開けて座席を配置。それが困難な場合も対面にならないよう席の位置を工夫する。その他、間隔を置いたスペースつくり等の工夫を行う（混雑時の整列の間隔、入場制限など）。

4. 適用期間

本ガイドラインの適用期間は 2020 年 7 月 29 日より当面の間とし、必要に応じて適宜改定を行う。

具体的対策（例）

（1）イベント開会前

事務運営

- ◎事業運営スタッフの氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成（必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知）。可能であれば、接触確認アプリ等を活用して、感染状況等の把握を行う。
- ◎運営に必要な最小限度の人数とする。
- ◎保健所との連絡体制。
 - 感染が疑われる者が発生した場合の対応について
 - イベント終了後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法について
- ◎本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を全員に周知徹底を図る。

施設・設営

- ◎対人距離、座席配置等を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。
また、体面にならない配置、人が密集しないスペースつくり、混雑時の待機列の間隔（床面にマーク貼付等）など配慮する。
- ◎来場（開催）時間、来場者数の制限（最大収容者数の設定）。
- ◎共有スペースや共有物の清掃、消毒と換気の確認。
- ◎来場者の手洗い、消毒（消毒液配備、手洗い励行張り紙など）措置（トイレのハンドドライヤーの使用禁止等）。
- ◎大勢の人数が滞留しないための措置（喫煙所の閉鎖等）。
- ◎近距離での会話、多数の者が集まり大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避ける措置。
- ◎受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来場者との間を遮断し、飛沫感染を予防する措置。
- ◎パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ◎多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。
- ◎グッズ等の販売はオンラインで行う（またはキャッシュレス決済等の措置）。
- ◎来場者と接触するような演出は行わない。

（2）イベント開会当日

【事務運営】

- ◎当日の検温を行うこととし、37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）には待機とし、保健所の指示を仰ぐ。

【当日設営】

- ◎設営確認（消毒液、アクリル板、座席配置等確認）。

【受付】

- ◎出入り口の消毒液、マスク、検温配備。
- ◎アクリル板や透明ビニールカーテンにより来場者との間を遮断。
- ◎パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ◎来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する（来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを周知する）。
※または接触確認アプリ等を活用して、来場者の感染状況等の把握を行う。
- ◎最大収容者数を超えた場合の入場制限の実施。

【開場】

- ◎マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
- ◎来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- ◎適宜、会場内の換気、消毒を行う。
- ◎会場内での滞留は控え身体的距離を取るよう呼びかける。
- ◎展示スペース等での人数制限。
- ◎感染が疑われる者が発生した場合の対応。

【退出】

- ◎手指消毒を奨励する。
- ◎時間差での入場、退場等の工夫を行う。